

# "8つの重要なILO条約" 日本が2つ未批准なワケ!

ILOには特に重要な8つの基本条約があります。実はそのうちの2つの条約を日本は批准していません。今回はILOや、8つの基本条約の解説に加え、なぜ2つの条約を批准していないのかをご説明します。



## そもそもILOって?

**ILO**  
**(国際労働機関)**  
1919年に設立された労働条件と生活水準の改善を目的とする国連の専門機関。  
**International Labour Organization**

日本は創設当初から加盟(途中脱退期間あり)。  
加盟国は187カ国(2016年3月1日現在)。ILOは、国連機関の中で**唯一**、政府、使用者、労働者の代表からなる三者構成の原則をとっています。

三者構成により、自由かつオープンに話し合い、労働基準や政策を立案しています。



## ILO条約とは?

### ILOが、労働条件と生活水準の改善を目的に定める条約

- 労働時間や労働安全衛生、強制労働・児童労働の禁止、差別待遇の改善、監督機関の設置など、分野は多岐にわたります。
- 批准した国に対し拘束力を持ち、政府は国内法の整備など、条約の規定に合わせた労働環境の改善への取り組みが求められます。
- ILOは重要な4分野・8条約(中核的労働基準)をすべての加盟国が批准する取り組みを進めています。

ILOは批准が進まない国に対し定期的に報告を求めて批准するよう促しているんだよ!

## 中核的労働基準 4分野・8条約

### 結社の自由・団体交渉権の承認

**87号** 結社の自由及び団結権の保護に関する条約  
批准国数 **154 (82.3%)**  
条約成立 **1948年** ▶ 日本は1965年に**批准**

---

**98号** 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約  
批准国数 **164 (87.7%)**  
条約成立 **1949年** ▶ 日本は1953年に**批准**

### 強制労働の禁止

**29号** 強制労働に関する条約  
批准国数 **178 (95.1%)**  
条約成立 **1930年** ▶ 日本は1932年に**批准**

---

**105号** 強制労働の廃止に関する条約  
批准国数 **175 (93.5%)**  
条約成立 **1957年** ▶ **日本未批准!**

### 児童労働の禁止

**138号** 就業の最低年齢に関する条約  
批准国数 **169 (90.3%)**  
条約成立 **1973年** ▶ 日本は2000年に**批准**

---

**182号** 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約  
批准国数 **180 (96.2%)**  
条約成立 **1999年** ▶ 日本は2001年に**批准**

### 差別の撤廃

**100号** 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約  
批准国数 **173 (92.5%)**  
条約成立 **1951年** ▶ 日本は1967年に**批准**

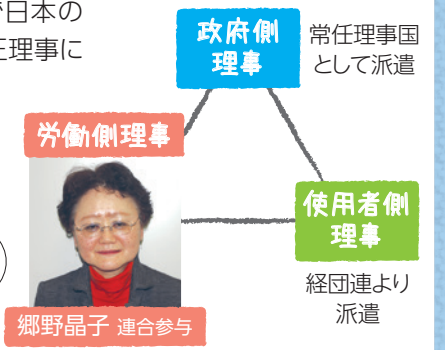
---

**111号** 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約  
批准国数 **174 (93.0%)**  
条約成立 **1958年** ▶ **日本未批准!**

これら8条約に関しては、未批准の場合でも「尊重し、促進し、かつ実現する義務を負う」とされています。

## 連合とILOの関わり

- 連合はILOに労働側の理事を送っています。
- 2017年1月からは郷野晶子連合参与(UAゼンセン出身)。女性では日本初の労働側理事。
- 1975年から現在まで日本の政労使代表が揃って正理事に選出されています。



政労使三理事が揃っているのは世界でもか国しかないんだって!

## 公務員のストライキなどに対する懲役刑が強制労働の廃止にひっかるから?

**105号条約**  
ストライキ参加などに対する制裁としての強制労働を禁止  
日本は、公務員の争議行為(ストライキなど)を禁止し、違反した場合に懲役刑を課しています。このことなどが条約に矛盾するとみられています。

**▶ 連合の考え!**  
批准に向け、政府に対して、法令をどのように変更すれば批准できるのかを明らかにするように求めています。

## 批准しないのは日本の「カンペキ主義」!?

**111号条約**  
雇用と職業の面で差別待遇の撤廃をめざす  
日本は、憲法14条で「法の下平等」を定めており、基本的に批准の妨げになるものはないはず。しかし、政府は、国内法制との整合性を慎重に検討する必要があるとして、慎重な態度を崩しておらず、批准への道筋がついていません。

**▶ 連合の考え!**  
ILOは国内法令がカンペキになっていないと批准できないとは言っていません。何が「差別」になるのか?も時代によって変わっていきますから、批准してから国内法令を整備していけばいいのです。

連合は、ILO基本8条約すべてを早期に批准するよう政府に要求しています。

具体的には?

国会議員に働きかけたり、条約の理解を深める機会をつくるなど連合の重点政策として批准に向けた運動を進めています。